

岩手県監査委員告示第8号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成23年岩手県監査委員告示第14号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年3月9日

岩手県監査委員 高橋 元  
岩手県監査委員 佐々木 大和  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 外部監査の種類

平成22年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「県出資法人（特例民法法人）の運営状況」および「基金の管理および運用」について

3 監査委員告示

平成23年3月8日付け岩手県監査委員告示第14号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

包括外部監査結果に対する措置について 平成24年2月2日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
<p>岩手窯業鉦山株式会社株式に対する処理について</p> <p>産業振興基金では、岩手窯業鉦山株式会社の株式30,000株を1,500,000円で出資している。</p> <p>現存する資料によれば、同社は昭和49年に商法上の解散をし、その後清算手続きに入ったが、清算手続き中に清算人が死亡した。これに対し当時、当該株式を所管していた岩手県商工労働部では清算手続きの状況を確認し、残余財産の請求や出資額についての会計処理の検討などの処置を行うべきであったが、清算人死亡のため清算手続きの状況の確認が困難な状況にあったために、調査が進行しないまま現在も出資金として積立額に計上されている。</p> <p>同基金の所管部局である総務部は同社の清算手続きの顛末の調査を進め、清算事実に従った処理を行うべきである。</p>	<p>岩手窯業鉦山株式会社株式に対する処理について</p> <p>清算手続きについては、法人登記簿により、現在も清算終了の登記が行われていないことを確認した。</p> <p>岩手窯業鉦山株式会社は、事業活動を再開する可能性がなく、今後も清算が終了する見込みがないこと、さらには分配する残余財産も有していないと認められたことから、平成24年1月24日に株式の処分決定を行い、所要の会計処理を行った。</p>